

「経過」の解説

2011.08/20 第1版 Y.Kitamura

現場調査に基づき、発火源と着火物を明確にしておく。

「経過」を、その言葉だけから切り離して考えると火災原因と違ったものとなります。

火災現場で判定した内容を精査して、まず「発火源」と「着火物」を考えてください。

例として。

「たき火を消火しないまま自然に燃やし尽くすつもりでそのままにしていた。

① 風が吹いて、たき火が大きくなった。

② 風が吹いて、たき火の火が枯草に燃え移った。」

発火源が「4103 たき火、焼却火」で、着火物を①「423 廃材」とすると経過は「67 残火処理不適」

着火物を②「311 枯草」とすると「45 火粉が散る」となる。

発火源となった「たき火」が、着火物とどのような関係にあるか、廃材なら、その場で燃えていたことになり、「残火不十分」、枯草ならたき火の火が燃え移ったことになり、拡大したことによって「火粉が散る」となる。

「発火源」と「着火物」との関係を考えて、それらに関連づける「経過」として考える。

この2つを考えることが前提です。

また、「経過」を誤りやすい例として、発火源に対する考え違いから「経過」を違って適用し

いるものがあります。

「屋外の掲示板のポスターがライターで燃えされた。」

発火源が「4203 ライター」で、着火物が「255 ポスター」とすると、経過を「92 放火の疑い」とすると、

発火源が判明している場合は「92 放火の疑い」でなくなり、経過は「91 放火」となる。

経過の分類は、中分類を1～9とし、その中に小分類0～9を作っている。小分類の0が、平成7年の改正で取り込まれ「後付け」で追加されたため、少し整合性の合っていない。また、「55 塗料が悪い」など、実際の火災事例のないものもある。

火災原因は、発火源に付随して、着火物との関係で火災となる要因は様々なものがある。

例:「ガステーブル」を発火源とした場合でも「天ぷら油火災(揚げ物火災)の際の-放置・忘れる 65」

「グリルの火を消し忘れるの-放置・忘れる 65」

「調理中に誤って、強火で焼いて火災となる際の-過熱 38」

「火の点いているところに棚の布巾が落ちてきた際の-可燃物落下 41」

「中華用寸胴鍋で長時間熱し続けたため内壁から出火する—伝導過熱 37」

「中華用寸胴鍋で長期間に渡った使い続けたため、不使用時に内壁から出火する—蓄熱過熱 38」

など、発火源だけでは「経過」は、決められない、「着火物」を対象にすることにより経過の捉え方が理解でき、適切な分類表記が可能となる。

経過は、1を電気的な要因、2を化学的な要因、3を熱的な要因、として、さらに火源と可燃物の物理的な関係から、4を火源又は着火物の運動要因と機器などの機械的な側面から、5を器具機械の材質や構造の不良から、と定めた。その上で、人の行為に関係する火災原因があることから、過失のある行為を前提として、6に使用方法が不良を要因する項目を入れた。このため「人の行

為外の1～5」と「人の行為の6」の分類は、一つの火災に重複して適用されるおそれがある。しかし、経過は、どの火災であっても例外なく「一つ」のみを適用とする。

火災統計分類の取り方が、曖昧で間違ってしまうのは、この分類表記を“統計事務”と考えて、実際の火災原因調査現場を知らない者が、明確な考えもなしに決めつけていたことによる。基本は、原因調査の結果から、発火源・着火物を何にするのか、その関係を考慮したうえで、行為者の行為等を評価して、「経過」を決めるようする。

中分類 7 主に交通機関に起こる事故

交通機関は、それ自体に内燃機関をもっており、また、運動することから、「中分類 1～5」の分類で適用されない時に適用する。しかし、原則は、「中分類 1～5」を優先させる。

7 主に交通機関に起こる事故

71 衝突により発火する

交通事故等で他に経過がとれない場合に適用する。

72 墜落により発火する

航空機事故等で他に経過がとれない場合に適用する。

73 逆火する

1 交通機関に用いる場合

燃焼室から気化器の方へ火を吹き返す現象で、次の場合起こりうる。

- (1) 吸気弁の密着不良
- (2) 排・吸両弁のタペットすき間不良
- (3) 混合気の稀薄
- (4) 燃料中に水分が混入する
- (5) エンジンの過冷却又は過熱
- (6) 燃焼室での混合ガスの燃焼が遅れた場合、これらに起因してキャブレターと吸気バブルの間の混合ガス通路に引火

2 溶断器に用いる場合

火口を近づけたり、接触、目詰まり、偏芯又はガス圧の調整不良により出火した場合に適用する。

例：鉄骨を切断中、極端に火口を近づけたため、「パチ」という音とともにアセチレンボンベの圧力調整器付近から出火した。

79 その他

交通事故等で他に経過がとれない場合に適用する。

中分類 8 天地異変による

分類の名称として、「天地異変による」とは、少し大げさであるが、自然現象とされる領域での火災原因となる。なお、将来的には、違った分類方法が検討されなければならない事象である。

8 天変地異による

81 地震のために家が倒れる

地震で、火災となった時に他の経過が、とれない場合に適用する。

例1：地震で本棚が転倒し、電気ストーブのスイッチが誤って入って火災となった。この場合は「60 誤ってスイッチが入る」を適用する。

例2：地震により、調理中のガステーブルが動き、その炎に布巾が触れて出火した。「48 火源が動く」となる。

例3：地震により、薬品が倒れて、容器が破損し、混触したことにより出火した。「28 薬品の混触」とする
このように、火災原因として判明している場合は、それぞれの経過を適用する。ただし、朱書きで「地震関連火災」としておく必要がある。

82 風害のために家が倒れる

他に経過がとれない場合に適用する。

83 水害で薬品に火がつき発火する

「2 化学的の原因で発熱する」に分類されるケースであるが、この「水害に関する水の接触」の火災では「83 の分類」とする。

84 落雷する

雷雲に発生した電荷が地上のある点との間に放電する現象「雷放電」によって出火した火災をいう。

通常は、火災となる場合のほとんどが「間接雷」であり、「直接雷」の場合は、落雷の焼損規模が大きいことが特徴である。

例：送・配電線又は電気機器に直接落雷したり、架空線に落雷して絶縁が破壊されて地絡、短絡事故を起こして出火した。

89 収れん

太陽光の収束より、光エネルギーが収れんして火災となった場合。ケースとしては、凸レンズの場合と凹面鏡の場合に大別され、いずれも収束する。なお、太陽光だけでなく、ハロゲンライトなどの人工の光でも、収束して火災となることもマレにあるので、現象面として、捉える。



【図解 収れん】

机の上に置かれた凹面鏡が、窓からの太陽光を受けて光を収束させる。

一般に、凹面鏡、ステンレスボールなどの凹面鏡系が凸レンズ系よりも火災件数が多い。冬場は、太陽が部屋の奥まで差し込むので、無造作に置かれた凹面鏡が収れんする。鏡面の曲率を計算して、焦点距離を求め判定する。概ね1m程度となる。

89 その他

自然現象が原因とされる「その他の事象」に適用する。例として、「塩害」台風の降雨等に含まれる塩分によって電気

工作物の絶縁耐力が低下して出火した火災をいう。高圧送・配電線や電車の一次線などの絶縁碍子に、台風の通過後に起こる“沿面放電”による現象だ。通常は、他に燃えた物がなければ「火災扱い」としていないが、焼損物件が確認された時は「電気事故」でなく「火災」となり、経過は「89 その他(塩害)」とする。「11 地絡」「19 漏えい放電」は適用しないで、台風に限定される自然現象的なこととして扱う。

例：台風により碍子表面に塩の皮膜を形成したため、リークして発熱・出火した。

2011.08/20 Y.Kitamura

中分類 9 その他

全体の分類体系の中で、「その他」が作られている。これは、火災が「人の意図に反して」発生するものであることから、その一般的な感覚の上から組み立てられた火災原因の分類統計であるため、「放火」などの犯罪的な事象は「その他」として分類され、また、火災統計を広く火災の予防に資することを目的としていたこともあり、人為的な「放火」などを統計の埒外の扱いとして「その他」として分類した。

しかし、昭和 25 年当時の感覚としては、順当ではあるが、火災の中の放火の占める割合や予防的な見地からも 1~4 の科学的な事象、5 の機械的な不良、6 の人の過失、と続けて「7」に分類されれば、もっとわかりやすかったものになったのでは、と思える。

特に、この分類の中で「91 放火」「92 放火の疑い」と類似した項目があり、全国の統計をいびつなものとしている。この解釈は、地域や個人によって、分類適用の幅があり過ぎるため“独立した個別の経過”と見るには、ムリがあるとも言える。

例えば、2つの分類の相関として、「屋内の火災」と「屋外のその他火災など」に分けると、「91」と「92」の適用が反転する。つまり、犯人とおぼしき対象があれば「91」に、犯人像がわからなければ「92」と分類されることから、屋内では「91」が、屋外では「92」が多数を占める。しかし、この場合、消防機関の火災原因調査が行政目的であり、「犯人」の対象を特定することは、実態上もあまり意味がないことから、分類することに「統計的」な意味づけが出てこない。そのため、多くが「放火(放火の疑いを含む)」としているが、件数の多さからは「放火の疑い」が多い地域もあり、「・・・を含む」という日本語的な使い方には合致していない。

また、本来は、経過の分類項目であるが「火災原因」そのものと解釈されて適用されることから、問題を複雑にしている。地元警察が「不審火」と判定すると、消防として「91 放火」と判定しづらいこともあり「92 放火の疑い」としているケースが多くあり、発火源を「4203 ライター」と特定していながら「92 放火の疑い」としているのは、経過としてより、「火災原因」と位置付けていることによる。このため、「91 と 92」の合計の占める火災統計の割合と「09 不明」の占める割合は、都道府県別に反比例の関係となっている。

それで言えば、「放火と推定するが犯人の対象が不明確で、曖昧な要素がある時は「放火の疑い」とする。」となると、火災原因が「4201 たばこ」の場合も「タバコの疑い」と言う分類統計が必要となってしまふ。

火災原因としてではなく、又、消防調査が犯罪捜査ではないことから、統計分類上の経過としてみると「放火」は、発火源の如何にかかわらず、経過として「91 放火」が推定される場合に適用され、「たばこ」などの他の火源が検討されてなお発火源が不明の中で、他の火源の可能性を考慮して、経過を「92 放火の疑い」とされる。そのことから、「92 放火の疑い」では他の火源が検討対象とされていることから「発火源は不明」となる。

9 その他

91 放火

何者かによって放火されなければ発生しなかったであろうと認められる火災に適用する。

- 1 被疑者の判明、不明にかかわらず、原因を客観的に調査し、判定する。
 - (1) 被疑者が判明しなくても、放火以外に出火の可能性が考えられない火災。
 - (2) 被疑者の供述があっても、原因調査の結果と明らかに異なる火災には適用しないこともある。
- 2 原則として 14 歳以上の者の行為に適用する。

92 放火の疑い

- 1 放火による火災と考えられるが、他に火災の可能性を残す場合に適用する。ただし、放火の可能性に比し他の出火の可能性が大なる場合は放火の疑いとししない。
- 2 他の出火の可能性については不明であるが、放火については多少の可能性を有する場合に適用する。
- 3 発火源は、原則として「不明」となる。

例：たばこと放火が考えられるが、さまざまな条件を総合して考察しても放火の可能性が大きい場合。

火災原因を特定しづらからと言って、安易に「09 不明」「92 放火の疑い」を適用することのないようにする。

93 火遊び

- 1 行為者が14歳未満の少年の行為については、原則として火遊びとする。
- 2 行為者が14歳以上の者の行為については、原則として「91 放火」又は「94 無意識放火」とする。
- 3 少年（14歳未満）の行為による他の原因の場合で、その目的が判然としている場合は一般の例による。
- 4 発火源が「7103 花火」による場合は、「93 火遊び」は適用できない。「45 火の粉が散る」「47 火源落下などの適用となる。（注）花火をほぐすなどして原形をなくした場合にのみ火遊びは適用する。

94 無意識に放火する

認知症等自分の行為が理解できない者が無意識に火を放ったもので、現場調査時に判明したものに限る。

例：普段はタバコの喫煙習慣のない痴呆老人が、たまたま受付に置いてあった使捨てライターを自室に持ち帰って、もてあそばうちに火が点いて、ベッドの敷布に接炎し、火災となった。

99 その他

人為的な場合に限って適用されることから、この分類の適用事例はない。

中分類 0 不明

0 不明

09 不明

出火に至った経過が、不明の場合に適用する。

発火源が「1309 テレビ」から燃えているが、その出火原因としての「経過」が解明できない場合は、発火源を「1309 テレビ」として、経過を「09 不明」とする。このように、電気機器、化学製品、車両等では、発火源は、焼損状況から推定できるが、その出火原因が解明できないことは良くあることで、この場合には発火源は明記して、経過で「09 不明」を適用する。（原因判定書には、発火源を特定したこととその経緯を明確にしてください。）

発火源、経過、着火物ともに「不明」であるケースは努めて避けて、「発火源」か「経過」のどちらかはわかる範囲で判定して、統計分類に計上するようにする。

[以上 火災調査探偵団]

Copyright©2013 ; Fire Investigation Team all rights reserved